



金 沢 市 公 報

号外第7号の15

平成23年(2011年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ	金沢市議会事務局処務規程の一部を改正する	
規 則		規程	(") 1
金沢市議会事務局職名規程の一部を改正する			
規程	(議会事務局) 1		

規 則

金沢市議会事務局職名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市議会議長 田 中 仁

●金沢市議会規程第1号

金沢市議会事務局職名規程の一部を改正する規程

金沢市議会事務局職名規程(昭和49年議会規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「課長補佐」を「課長補佐 グループ長」に改める。

第3条中「課」を「課又はグループ」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市議会事務局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市議会議長 田 中 仁

●金沢市議会規程第2号

金沢市議会事務局処務規程の一部を改正する規程

金沢市議会事務局処務規程(昭和44年議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(組織)

第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に同表の右欄に掲げるグループを置く。

課	グ ル ー プ
総務課	総務グループ
議事調査課	議事グループ 調査グループ

第4条に次の1項を加える。

3 課長補佐は、課長を補佐し、所管の事務を掌理する。

第4条の次に次の1条を加える。

(グループ長)

第4条の2 グループにグループ長を置く。

2 グループ長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、担任の事務を処理する。

第8条を次のように改める。

(事務分掌)

第8条 各課又は各グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

課	グループ	分 掌 事 務
総務課	総務グループ	1 公印の管守に関する事。 2 表彰及び慶弔に関する事。 3 儀式及び交際に関する事。 4 文書の收受、発送、浄書及び保存に関する事。 5 予算及び決算に関する事。 6 議員報酬並びに議員の費用弁償及び期末手当に関する事。 7 議員の出張に関する事。 8 職員共済及び公務災害補償に関する事。 9 職員の任免及び服務に関する事。 10 職員の給与に関する事。 11 職員の福利厚生、研修及び出張に関する事。 12 議場及び議会関係各室の維持管理に関する事。 13 議会の傍聴に関する事。 14 物品及び自動車の管理に関する事。 15 例規の制定及び改廃に関する事。 16 他課に属しないこと。
議事調査課	議事グループ	1 本会議及び委員会に関する事。 2 全員協議会に関する事。 3 公聴会に関する事。 4 議員の出欠に関する事。 5 議員の提出議案に関する事。 6 請願及び陳情に関する事。 7 会議録の調整及び保管に関する事。 8 議決事項の処理及び会議の結果報告に関する事。 9 議長会に関する事。
	調査グループ	1 各種資料の収集、整備、編集及び配布に関する事。 2 法令の調査研究に関する事。 3 議会の広報に関する事。 4 照会及び回答に関する事。 5 議会図書室に関する事。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年(2011年)3月31日 印刷
 平成23年(2011年)3月31日 発行
 定価 120円

発行人 発行所 印刷所
 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
 金 沢 市 役 所
 (株) 共 栄